

横浜市景観ビジョンの策定について

～市民意見募集に向けて素案を作成～

1 趣旨

第 97 回都市美対策審議会（平成 18 年 5 月）でお示した「横浜市景観ビジョン骨子案」を基に、審議会でもいただいた御意見や庁内の意見、及び市民意識調査の結果等を参考に修正・再構成を行い、「横浜市景観ビジョン素案」の案をまとめました。

本日御意見をいただき、修正等を行った上、10 月に素案に対する市民意見募集を行い、また、再度都市美審の意見をお聴きし、年内に景観ビジョンを確定、公表する予定です。

2 骨子案からの主な修正内容

(1) 位置付けの明確化

具体性や実現性について御意見をいただいたことに対応して、それらの議論の前提となる景観ビジョンの位置付けを明確化しました。

すなわち、個別具体的な事案の対応策を示したものではなく、それぞれの地域で具体的な景観づくりの目標を検討する上で考慮すべき事柄を示すものであり、「横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を示すもの」であるとの位置付けを明記しました。

(2) 構成の見直し

意義や目的、方向性やテーマ等が整理されておらず分かりにくいという御意見に対応して、重複事項等を整理し全体の構成を見直しました。また、イメージや意図が伝わるよう図版や写真等を加えました。

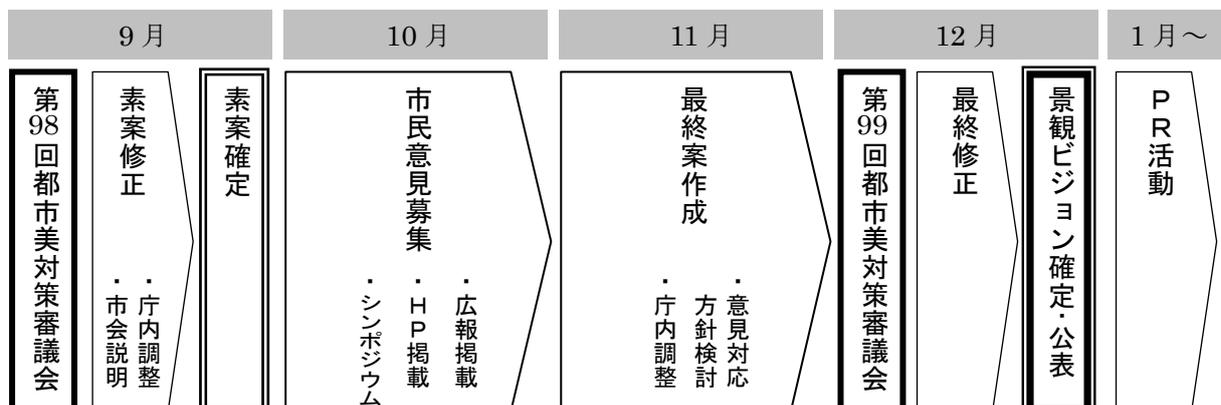
(3) 関係部局等との連携内容の反映

関連する部局と協力して検討すべきという御意見をいただいたことに対応して、「水と緑の基本計画」を所管する環境創造局をはじめ、関連する部局と協議を行い、記述内容に反映させました。

(4) 市民意識調査の反映

7 月に実施した「横浜の景観に関する市民意識調査」の結果を記載するとともに、その分析から得られた知見を活かした記述を行いました。

3 策定スケジュール（予定）



横浜市景観ビジョン素案

<目 次>

第1章 景観ビジョンについて	1
1 景観ビジョンとは	1
2 策定の背景	1
3 景観形成の意義	1
4 市民、事業者、行政の役割	2
5 景観ビジョンの役割と内容	2
第2章 景観ビジョンの方向性を導く基本条件	3
1 景観をめぐる市民意識	3
2 景観を捉える手がかり	5
(1) 地形と歴史に見いだす景観資源	5
(2) 現在の都市機能による地区毎の特徴	7
(3) 計画的な位置づけによる景観形成の可能性	8
(4) 各要素を重ね合わせて見た市域の姿	9
3 景観をめぐる法制度	10
第3章 景観形成の方向性	11
1 全ての地域に共通する基礎的な景観形成の方向性	11
2 地区毎の個性的・魅力的な景観形成の方向性	13
(1) 横浜の顔となる地区	13
(2) 市民に親しまれている個性を活かした景観魅力拠点	15
(3) 地域毎の個性を活かした景観魅力づくり	16
(4) 横浜の景観の重層性を支える特徴的な地区	18
第4章 景観形成に関する行政の主な取組	19
1 規制・誘導	19
2 景観形成に関する事業の実施と調整	20
3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成	20

第1章 景観ビジョンについて

1 景観ビジョンとは

「横浜市景観ビジョン」は、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示すものです。この景観ビジョンでは、良好な景観をつくることが、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野などを含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政など皆で共有することを目的とします。また、それによって、協働して景観づくりに取り組むための契機となることを目指します。

横浜市は面積・人口ともたいへん規模が大きく、地域によって景観の特徴やまちづくりの課題などは異なります。また、横浜市の景観づくりにおいては、今ある景観の特徴を生かしていくことに加えて、新しく街の個性となる景観を創り出すことも重要だと考えています。そのため、この景観ビジョンでは、具体的に目指す景観像は、それぞれの地域で考えていくものとし、地域毎の景観づくりの目標を考えていく上で考慮すべきことから「景観形成の方向性」として示しています。

2 策定の背景

横浜市ではこれまで、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺などの自然などを生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力あるまちをつくってきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

一方で、近年の土地利用形態の変化や行政指導の限界等により、魅力ある景観形成を推進する上で様々な課題が生じてきています。

しかし、市民が主体となって取り組んできた地域でのまちづくり活動等を通じて、景観に対する意識が高まり、活動も活発になるなど、個性や魅力ある景観形成に取り組む土壌もできてきました。いわば「市民力」と「創造力」による「横浜らしさ」創造の準備が整いつつある状況といえます。

横浜市は、平成21年に開港150周年を迎えます。その時をひとつの節目としながら、横浜市基本構想（長期ビジョン）や中期計画を踏まえ、景観法及び「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」等の景観制度を活用することで、より魅力ある景観形成を推進することができます。

景観形成への取組は、行政と共に、市民や事業者の協働が不可欠です。

こうした状況を背景として、横浜市では、市民、事業者、市が共有する景観形成の方向性を示す「景観ビジョン」を策定することとしました。

3 景観形成の意義

横浜らしい景観は、「市民力」「創造力」の発揮の証であるとともに、魅力ある景観そのものが、それらの力を生み出す源ともなっています。良好な景観をつくることには次のような意義があります。

(1) 市民生活の質を高めます。

生活空間における良好な景観は、暮らす人の心に安らぎと潤いをもたらすとともに、自分のまちにアイデンティティを感じ、誇りに思う気持ちを育み、日々の暮らしを生き生きとさせます。良好な景観をつくることは、心地良い五感への刺激となり、気持ちを快く満たし、都市における生活の質を高めます。

(2) 新たな活力を創出します。

個性あふれる景観は、そこで活動する人の創造力を刺激するとともに、新たな人や活動を招き入れます。また、賑わいや懐かしさを感じさせる景観は、街を訪れる人を温かくもてなします。

良好な景観をつくることは、文化芸術活動の誘発、観光や企業誘致などの経済・産業面などで更なる活力を生み出す原動力となります。

(3) 都市コミュニティを醸成します。

良好な景観をつくる過程では、多種多様な市民活動の担い手が地域の中で育ち、景観づくりの目標の検討やまちのルールづくりなどを通じて関係者の合意形成が行われ、地域のまちづくりにおいてそれぞれが行うべき役割分担が明確になったり、地域資源の管理等を通じて地域社会全体を自主的に運営する主体が創られたりするきっかけともなり得ます。

結果として、人と人とのつながりを大切にしたコミュニティが生まれ、市民が安心して暮らすことのできる将来のまちづくりに貢献します。

4 市民、事業者、行政の役割

様々な地域の特徴を反映した景観づくりを展開していくためには、魅力的な景観や街並みが市民全体の財産であり、結果的にまちや建物の価値を高めていくものであるという認識の共有が重要です。

その上で、個々の建物や開発をはじめとした様々な行為が地域特性に則った一定のルールを尊重し、長期にわたって維持することにより、良好な景観は形成されていきます。

すなわち、個人の建物等も景観を構成する一要素であるという公共性、社会性を有すること、その集合としての景観はみんなで支え合うことによつてのみ良好に保ち・築いていけることを市民・事業者の共通理解とする必要があります。さらに、市民自らが主体となって景観創造に取り組むことにより、各地域の多様な景観を一層魅力的なものにすることが可能となります。

行政は、自ら行う事業において良好な景観の形成が図られるように努めるとともに、市民や事業者が主体となった取組にも支援等を行っていきます。

5 景観ビジョンの内容

景観ビジョンは、景観形成の目標を検討する際の方角性を示すものとして策定しました。地域の景観の特性や資源を考慮したまちづくりを進めていく際の一つの道筋となります。また、横浜市が行う景観に関する施策もここに示されている方角性に沿って展開していきます。

なお、ここで言う「景観」とは、土地の持つ地形や歴史などの固有性に、暮らしや産業といった営みや、住む人、活動する人の意識が働きかけて、目に見える形として表れたもの全てを示しています。

景観ビジョンの内容

第2章	横浜の景観についての市民意見を紹介しつつ、良好な景観形成に向けた資源や仕組みについて紹介しています。
第3章	市民・事業者・行政で共有すべき、長期的な景観形成の方角性を記しています。
第4章	行政が行政施策として当面5年程度の施策として取り組むべき内容の方角性を記しています。

第2章 景観ビジョンの方向性を導く基本条件

1 景観をめぐる市民意識

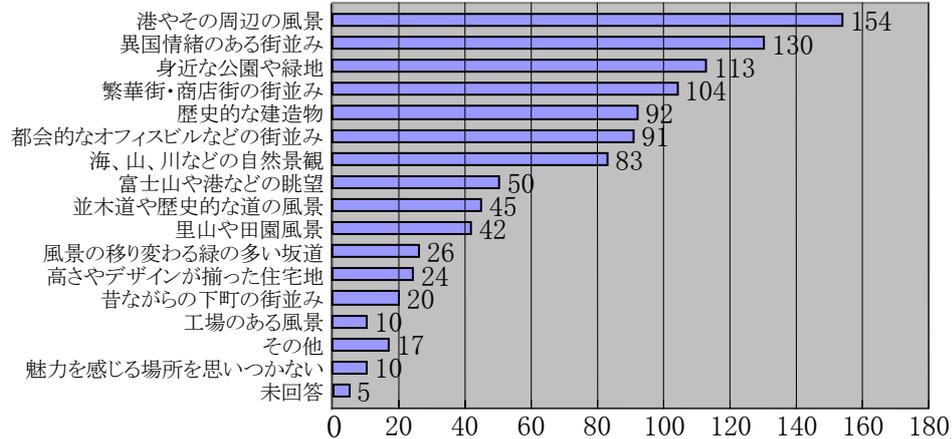
市民は横浜の景観をどう捉えているのか、市民アンケート「横浜の景観に関する意識調査」を実施しました。

調査対象	… 横浜市民 1,000人（住民基本台帳より無作為抽出）
調査形式	… 無記名式アンケート（郵送により配布・回収）
実施時期	… 2006年7月
回答人数	… 255人（回答率 25.5%）

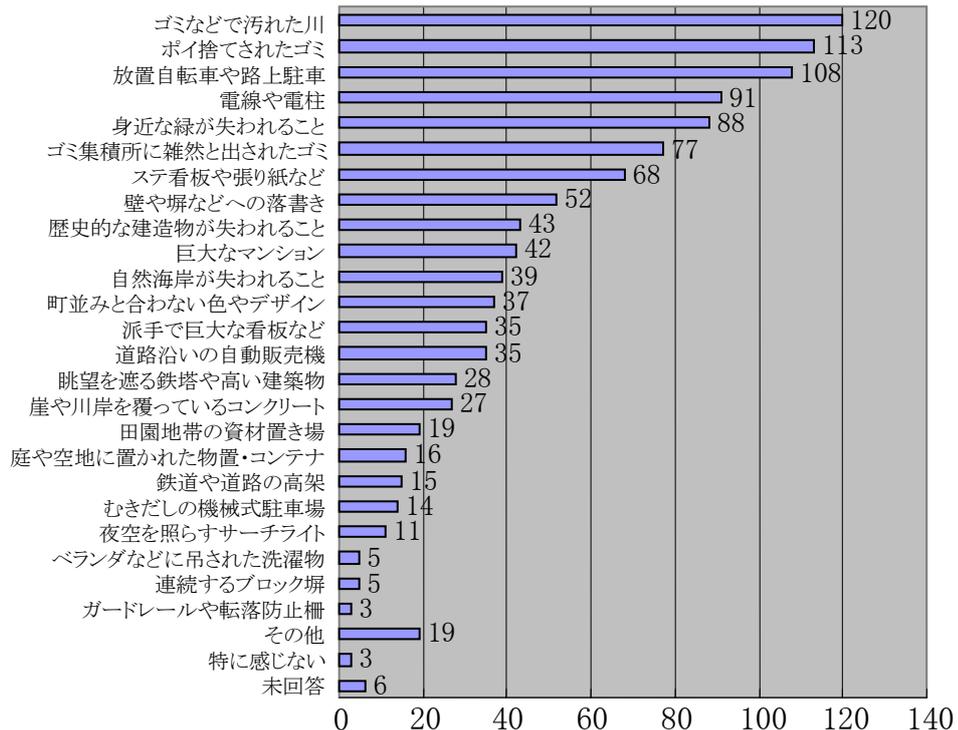
その結果から、次のような景観に対する意識が見て取れます。

- ・多くの市民は、山手～関内～みなとみらい21地区に至る一帯の、港や異国情緒、歴史、都会的街並み等の景観的魅力によって、横浜の顔となる地区と認識している。
- ・同時に個々の市民は、魅力的な場所として思い浮かべるローカルな場所を持っている。
- ・ゴミ、違法駐輪・駐車、張り紙、落書きなどモラル低下によって問題と感じる景観が生じていると考えている。その結果、市民意識とモラル向上に関する取組が最も重要と考えている。

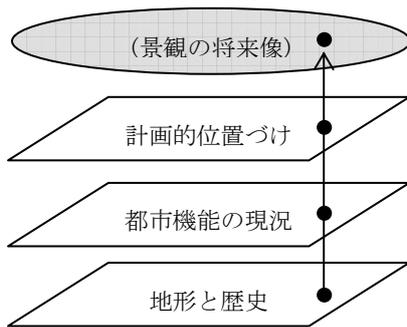
■ 横浜市の中で、あなたが特に魅力を感じる景観はどんな景観ですか。（5つまで選んで○）



■ 現在の横浜市の景観について特に問題だと感じることは何ですか。（5つまで選んで○）



2 景観を捉える手がかり



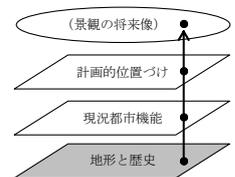
地域の景観の将来について考え、個性的で魅力あるものとしていくためには、その場所の持つ「地形と歴史」、「都市機能の現況」、「計画的な位置づけ」といった、過去から現在、将来にわたる要素を意識することが大切です。

ここでは、各地域において、景観の将来像を捉えるための手がかりとなるよう、市域のレベルでそれらの要素を概観します。

(1) 地形と歴史に見いだす景観資源

その土地が元来有する地形・自然などの土地柄と、歴史の中で育まれた暮らし、技術、文化などが生み出す景観は、現在の景観の「背景」と言えるものです。しかし、他の要素に埋もれて現在では見えにくくなっている場合もあります。

横浜市の地形は内陸部の多くを占める丘陵地・台地と谷戸、河川沿いに広がる低地、海岸沿いの埋立地などで構成されています。変化に富む地形の上に、時代毎に様々な開発がなされ、現在の景観につながる資源等が積み重ねられてきました。

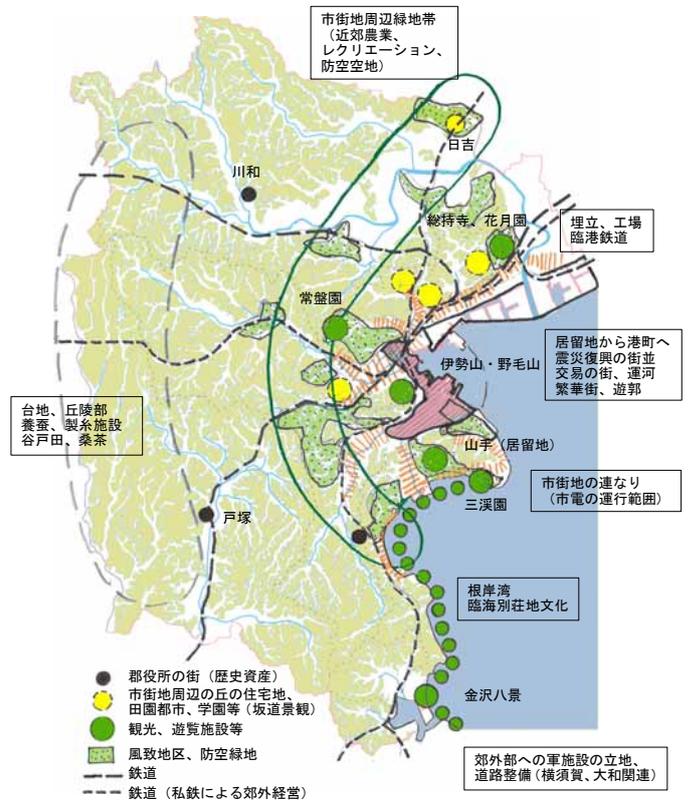


■ 地形と景観形成の時代区分に見いだす景観資源 (横浜市景観ビジョン基礎調査より)

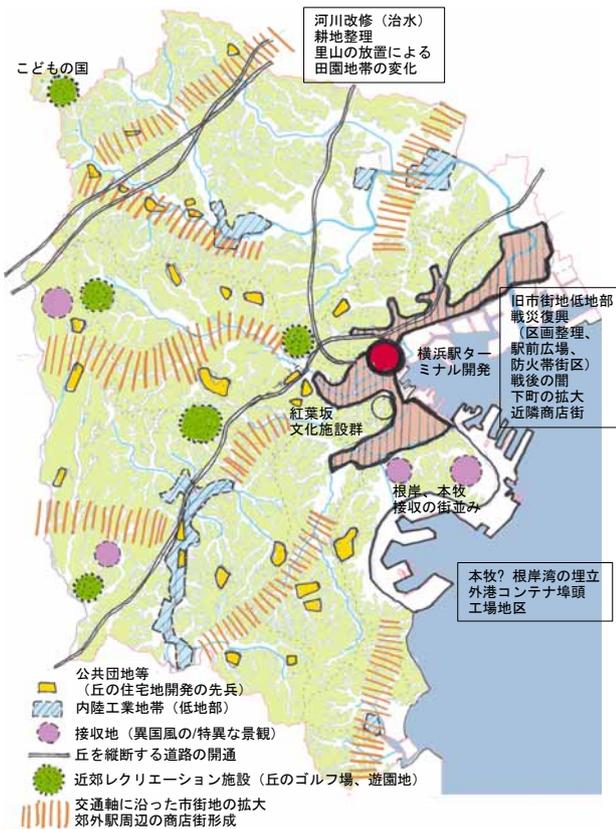
【Ⅰ：中世～開港】



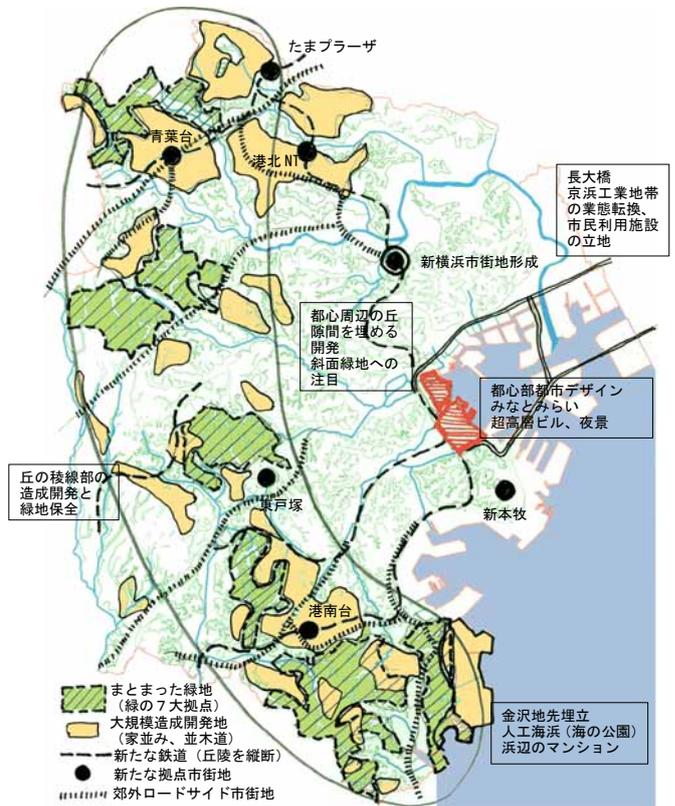
【Ⅱ：開港～終戦】



【Ⅲ：終戦～1970年頃】



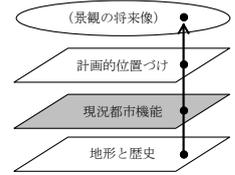
【Ⅳ：1970年頃～現在】



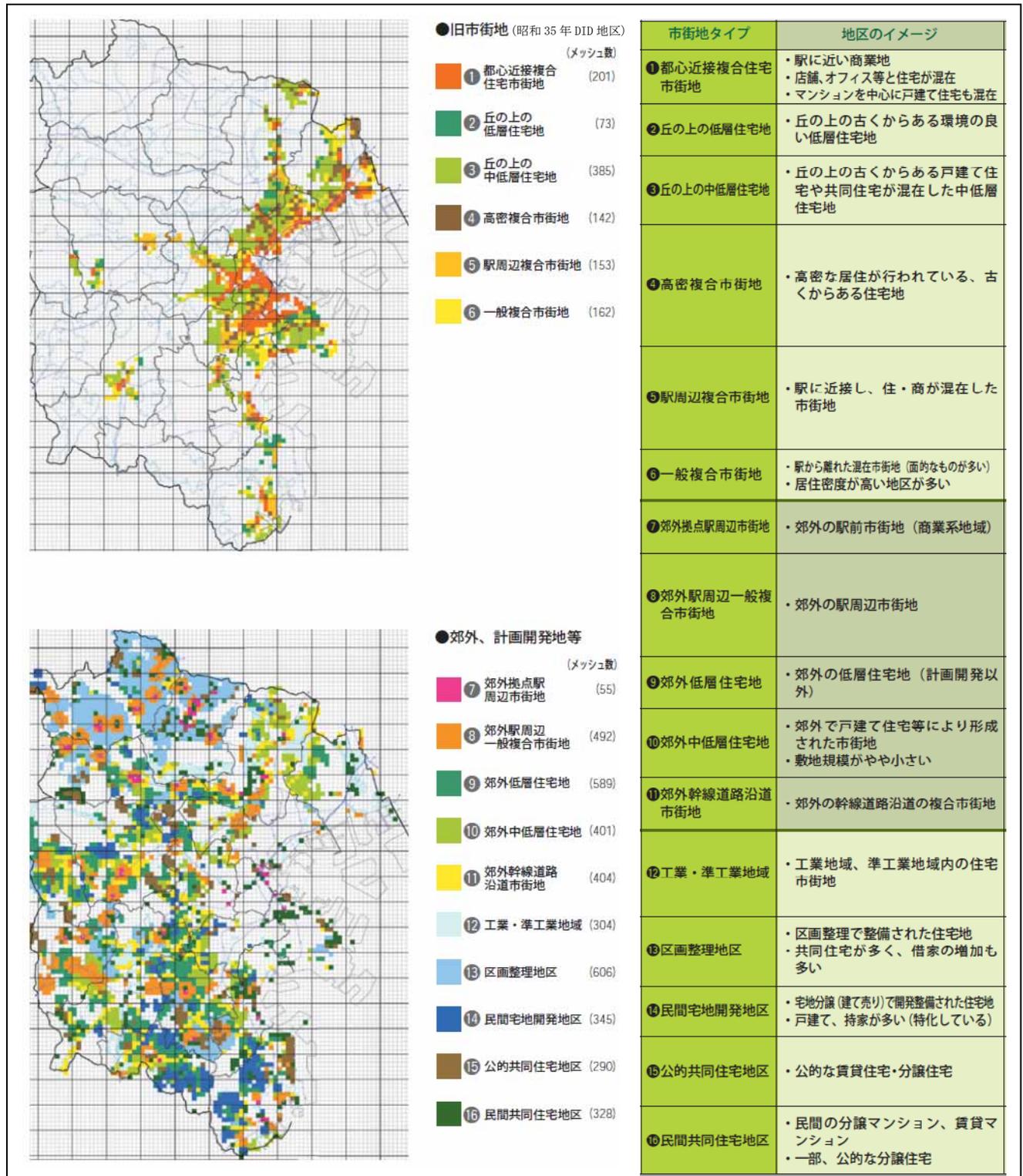
(2) 現在の都市機能による地区毎の特徴

現在の暮らしやそれを支える都市機能が表す景観は、実際に目に見える要素としては最も大きなものです。

横浜では、地形や開発の時期、鉄道等の交通機関の立地などに応じて、様々な暮らしや産業が集積・分散し、住宅地、商業地、工業地、緑地等を形づくり、それぞれに人々の暮らしと都市活動に応じた景観が表れています。



市街地タイプの分類（第三次住宅政策審議会答申より）

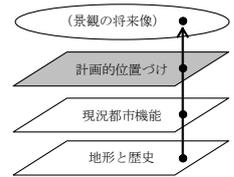


(3) 計画的位置づけによる将来の景観形成の可能性

都市の将来目標像に応じてなされた計画的な位置づけによって、特徴的な景観が形づくられる可能性を持った場所があります。

例えば、将来都市構造の中で拠点と位置づけられた場所は、そのための都市整備等が行われることで、必然的に中心性や象徴性ある景観を獲得しやすくなります。

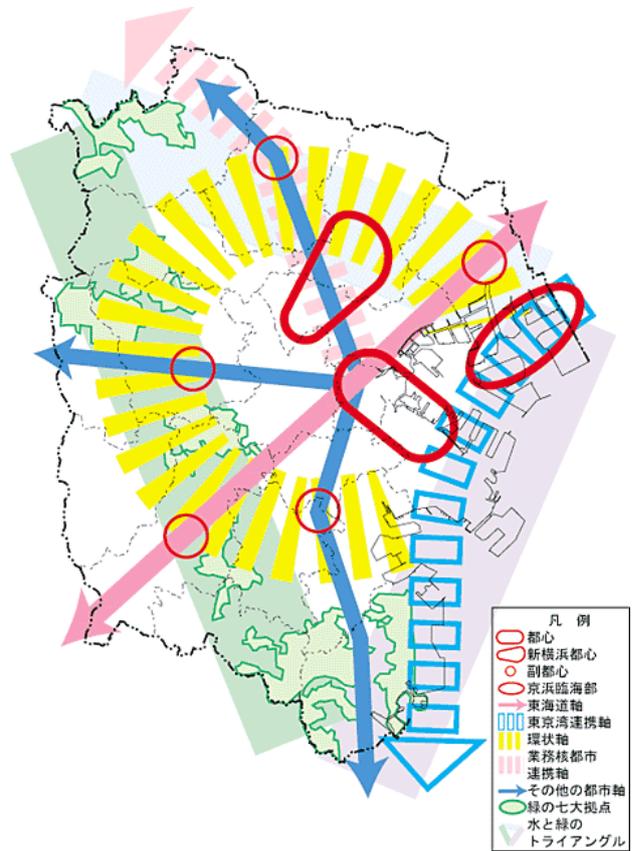
横浜市では、都市の将来的目標像として、都市計画マスタープランを定めています。そこに描かれた各地区の計画的な位置づけも、あるべき景観を考える上では重要な要素です。(将来目標像は、現在中期計画の策定作業の中で検討が行われており変更する場合があります。)



■ 将来都市構造（都市計画マスタープラン 全市プランより）

○多心型都市構造の形成

- ・都市機能については、首都圏の業務核都市としての役割を担うとともに市民の就業の場を市内にバランスよく確保するために、都心、新横浜都心、副都心及び京浜臨海部を重点的に強化します。
- ・関内・関外やみなとみらい 21、横浜駅周辺地区などの都心地区については、横浜経済を強化し、自立性を確立するための国際業務拠点として機能を強化し、大都市にふさわしい活気ある地区の形成を図ります。
- ・新横浜都心地区では、広域交通ターミナルとしての利便性を生かして多様で広域的な機能集積を図るとともに、新横浜北部地区に加え羽沢地区などの周辺各地区を計画的に開発整備し、総合的な機能を備えた地区として、都心とともに「ツインコア」を形成します。
- ・日常生活における利便性を高めるとともに、身近な所に働く場を求める市民に多様な就業機会を提供するため、鶴見駅周辺、港北ニュータウンセンター、二俣川・鶴ヶ峰駅周辺、戸塚駅周辺、上大岡駅周辺の各地区を副都心として位置づけます。
- ・京浜臨海部は、既存の産業集積を生かした国際産業拠点として再編整備を進めます。
- ・都市構造については、横浜市は広域的には東京都心部を起点とする東海道軸上に位置していますが、業務核都市としての役割を果たすためには、都市間の広域的な連携を図りながら、横浜の都心部を中心とした構造へと是正することが急務となっています。
- ・広域的なネットワークとして、東海道軸に加え、都心から新横浜都心、港北ニュータウンセンターを経て、東京北西部に向かう新たな都市軸（業務核都市連携軸）の形成を図るとともに、再編の進む京浜臨海部を東京湾連携軸の中に位置づけます。
- ・都心を起点としたそのほかの放射軸の強化を図るとともに、副都心相互を連絡する環状軸を形成します。
- ・環境の枠組みとしては、横浜の特色でもある丘、川、海の自然環境を生かすため、緑の七大拠点を中心とする丘の軸、海岸の水際線沿いの海の軸、鶴見川水系に沿った川の軸を「水と緑のトライアングル」として位置づけ、都市と自然とが共生したバランスのとれたまちづくりを目指します。



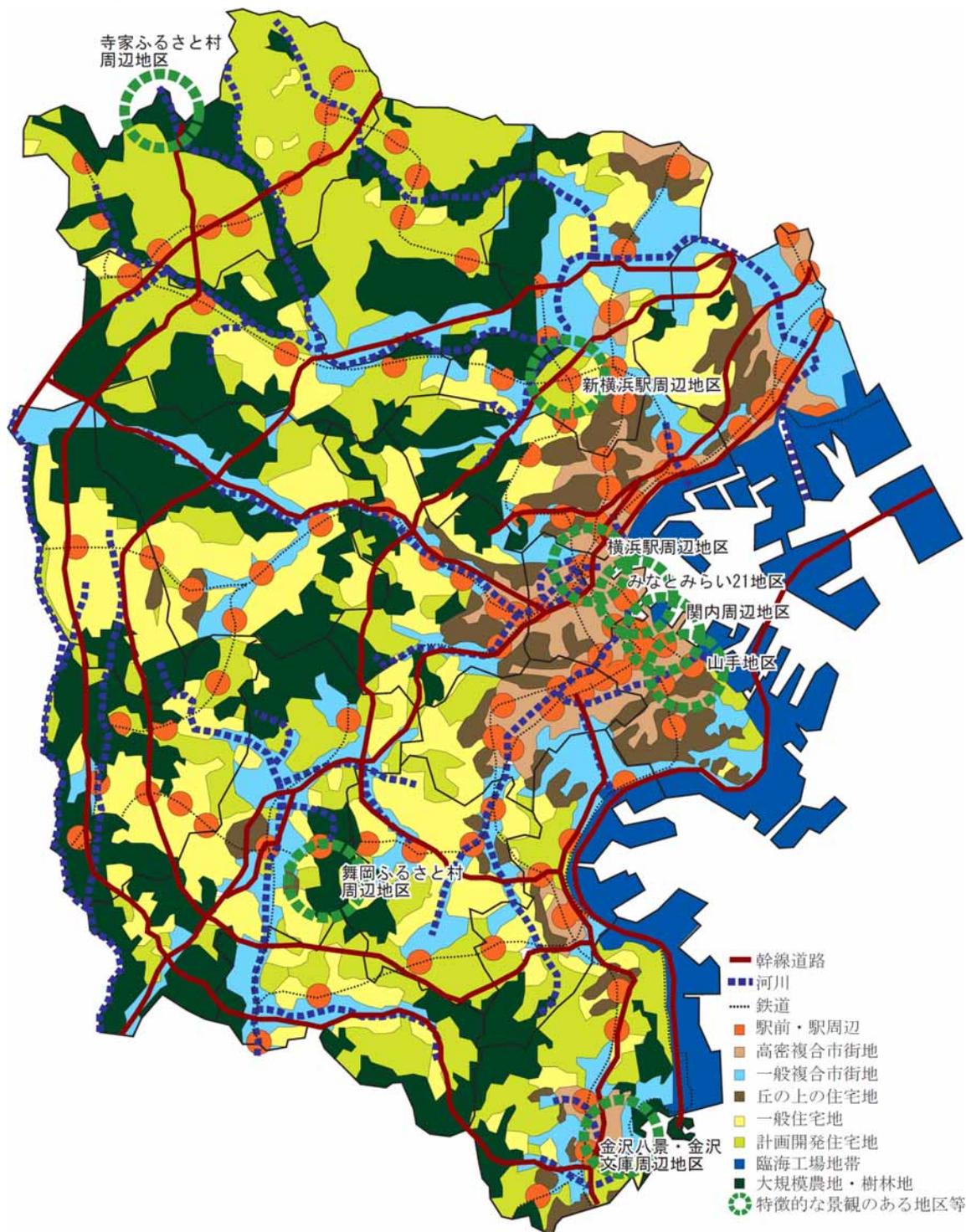
(4) 各要素を重ね合わせて見た市域の姿

これまでに見た過去、現在、将来にわたる要素を重ね合わせて見ることで、景観の将来像を捉える上での手がかりが見えてきます。

それぞれの要素は、その場所毎に個別性を持っており、さらに重ね合わせるにより無限の組合せが生じます。ここでは、様々な特性や可能性を持った市域の中から、将来像を捉える手がかりに共通性が見られる地域を見出し、地域区分として表します。

また、都市機能や計画的位置付けから魅力的な景観づくりに取り組む地区や、自然や歴史等の特徴的な景観が多く市民に認識されていると考えられる地区を「特徴的な景観のある地区等」として示します。

■ 横浜の景観を捉える地域分類図



3 景観をめぐる法制度

景観形成は、景観形成を目的とした制度だけでなく、様々な法制度に関連する分野です。そのため、各制度の連携のもと、総合的に取り組むことが必要です。

(1) 景観形成を目的とした制度

平成16年に制定された「景観法」に加え、平成18年4月には「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」が施行され、規制誘導等に実効性をもたらす仕組みが整ってきました。

ア 「景観法」による制度

景観法においては、これまで自治体が行ってきた様々な景観行政に対応することができるよう、届出制による緩やかな規制誘導から、認定による強い規制まで景観形成のための幅広い手法が整えられています。

- ・ 景観計画
 - 景観協定
 - 景観重要建造物・景観重要樹木
 - 景観重要公共施設
 - 景観協議会
 - 景観農業振興地域整備計画 等
- ・ 景観整備機構
- ・ 景観地区・地区計画等形態意匠条例 など

イ 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」による制度

条例では、これまで横浜市が取り組んできた協議制によるまちづくりを継承し、魅力ある都市景観をつくるために事業者と横浜市が創造的な協議を行う仕組みを設けています。

- ・ 都市景観協議地区

(2) 景観形成に関連するその他の制度

さらに、景観を直接対象とする制度ではないものの、景観形成に関連する制度として、都市計画、まちづくりに関する法令、要綱等もあり、景観形成の目標の多様さに応じた活用が可能となっています。横浜ではそれらの制度を積極的に活用することにより、良好な景観形成を図ってきました。

- ・ 都市計画法（区域区分、地域地区、地区計画 等）
- ・ 建築基準法（建築協定 等）
- ・ 風致地区条例
- ・ 屋外広告物条例
- ・ 中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例
- ・ 地域まちづくり推進条例
- ・ 開発事業の調整等に関する条例
- ・ 緑の環境をつくり育てる条例
- ・ 街づくり協議要綱
- ・ 市街地環境設計制度 など

第3章 景観形成の方向性

市民・事業者・行政が共有すべき長期的な景観形成の方向性について、まず市内全ての地域に共通して目指すべき方向性を「全ての地域に共通する基礎的な景観形成の方向性」として示しています。

次に、地域毎の特性に応じて目指したい景観形成の方向性を「地域毎の個性的・魅力的な景観形成の方向性」として示しています。

地域は「第2章 景観形成の方向性を導く基本条件」における調査・分析に基づいて、横浜の顔となる地域、地区毎の個性を活かした景観魅力拠点、地区毎の個性を活かした景観魅力づくり地区（主に居住地域）横浜の景観の重層性を支える特徴的な地区（主に非居住地域）を柱として区分しました。

1 全ての地区に共通する基礎的な景観形成の方向性

(1) 魅力的な街並みの形成

良好な景観形成を図り魅力的な街並みを創出するために、まちの個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物高さ等周辺建物との連続性や後背地への影響に配慮し、個性的で調和のとれた街並みの形成を目指します。公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成に向けた先導的な役割を果たすことを目指します。

(2) 快適な歩行者空間の景観形成

ゆとりある歩道、休息し憩える小広場、美しく誰もが使いやすいストリートファニチャーの設置、電線類の地中化等による無電柱化など、道路状況に応じた多様な工夫により、歩行者が心地よさを感じられる歩行者空間の景観形成を目指します。

また、歩行者が楽しめる仕掛けとして、沿道建築物のライトアップや歩道を活用したオープンカフェの実施などによる都市空間の演出による景観形成を目指します。

(3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成

都心部の歴史を伝える洋風建築、往時の暮らしぶりを偲ばせる古民家や洋館付住宅、都市発展の礎となった橋梁やトンネルなどの土木構造物など、歴史的、文化的価値の高い建造物や史跡、時を経て地区のシンボルとして親しみをもたれるに至った建造物や生業や生活により形成された文化的景観などは過去と現在を繋ぐ景観資源であり、これらを生かした景観形成を目指します。また、その周辺の建物等についても景観的な配慮がなされることを目指します。

(4) 水と緑の保全と活用による景観形成

緑の七大拠点など、まとまった自然緑地や豊かな田園風景はもとより、里山、川、谷戸、池、斜面緑地、市街地の緑や水辺等の都市における自然は、人々に癒しと安らぎを与える貴重な景観的要素です。水と緑の持つその役割を十分認識し、市民にとって身近なものとして、これらを生かした景観形成を目指します。また、地区のシンボルとして親しまれている樹木等を生かした景観形成を目指します。

(5) 屋外広告物の取組による景観形成

屋外広告物のうち、大規模な屋上看板や袖看板などは建築物と同様に街並み景観に重大な影響を与えます。その意匠・形態・色彩等について、また、音声や映像による

広告について、景観的な配慮がなされることを目指します。

(6) 市民意識の醸成

身近な景観資源の発見などをきっかけとして、より多くの市民が身近な景観に関心を持ち、景観形成に関する自主的なルールづくりにも参加するなど実質的な取組されることを目指します。また、落書きやごみのポイ捨てなどによる景観の悪化に対してはモラルの向上による改善を目指します。

(7) 急激な景観の変化に対する配慮

いわゆる「景観問題」の多くが、急激な景観の変化によって起こる傾向があります。よって、周辺に対して著しく大規模な建築物などを建てるなど、周辺景観との調和に対する配慮がなされることを目指します。

(8) 想像力をかきたて、物語を思い浮かべる景観形成

美しく整った景観が必ずしも「魅力的な景観」であるとは限りません。その土地、その場所にまつわる歴史や文化、人々の活動や交流は重要な景観の要素です。これらの景観要素を生かすことにより、まちに対する想像力をかきたて、物語を思い浮かべる景観形成を目指します。

2 地区毎の個性的・魅力的な景観形成の方向性

(1) 横浜の顔となる地区

市民だけでなく、初めて横浜を訪れる観光客等をはじめとする市外の方々に横浜を印象付ける「横浜の顔」となるべき地区における景観形成の方向性は次のとおりです。

ア 関内周辺地区

- ・ 港や山手の丘からの魅力的な眺望を生かした景観形成を目指します。
- ・ ゆとりと賑わいのある歩行者空間の創出による良好な景観形成を目指します。
- ・ 水際線における眺望点の創出や、海に面した建物の設えなど、海からの眺望を意識した街並み形成を目指します。
- ・ 街中から港や歴史的建造物が見通せる景観形成を目指します。
- ・ 歴史的建造物を景観資源として保全活用し、開港以来の歴史と文化の蓄積を感じることができる景観形成を目指します。
- ・ 商店街などの活発なまちづくり活動と連携した景観形成を目指します。
- ・ ライトアップによる、都市空間の演出による魅力的な景観形成を目指します。



イ 山手地区

- ・ 海からの眺望の背景となる山手等の崖線の緑地を生かした景観形成を目指します。
- ・ 港の見える丘公園などから港への眺望に配慮した景観形成を目指します。
- ・ 居留地時代から継承されてきた、ゆとりある敷地と豊かな緑をもった街並みの継承を目指します。また、地区の特徴的な樹木といえるヒマラヤスギの保全を目指します。
- ・ 西洋館などの歴史的建造物を保全し、歴史的景観の形成を目指します。
- ・ 公開されている西洋館などの特徴的な施設を持ち緑豊かな公園群と、それらを結ぶ石畳の山手本通りが醸し出す異国情緒を、ゆっくり歩いて楽しむことができる歩行者空間の形成を目指します。
- ・ 商業施設の立地や屋外広告物の掲出を最小限にとどめ、住環境にも配慮した景観形成を目指します。



ウ みなとみらい21地区

- ・横浜の顔として、中央地区の近未来的なイメージと新港地区の開港の歴史的イメージの対比を生かした景観形成を目指します。
- ・海や周辺地区からの眺望を意識したスカイラインの形成を目指します。
- ・個々の建築物が過度に主張しあうことのないよう、地区毎に質感や色彩について調和の取れた景観形成を目指します。
- ・活力ある都市活動を象徴する、夜景の演出を目指します。



エ 横浜駅周辺地区

- ・横浜の中心的な交通結節点となっている横浜駅の周辺としてふさわしい、風格と賑わいのある景観形成を目指します。



オ 新横浜駅周辺地区

- ・新幹線停車駅であり、初めて横浜を訪れる多くの来街者に印象を与えるにふさわしい、品格と賑わいのある景観形成を目指します。



(2) 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区

横浜の顔となる地区は都心部に集中しています。一方、市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区は郊外にもあります。これらの地区においては、今後ともこの景観を維持保全し、さらに高めていくことを目指します。

代表的な事例としては、次のような地区があげられます。

ア 寺家ふるさと村周辺地区

- ・水田や樹林地が一体となり、農村の歴史的景観をと守り続けている寺家ふるさと村の雰囲気を生かした景観形成を目指します。



イ 舞岡ふるさと村周辺地区

- ・水田や樹林地が一体となり、農村の歴史的景観を守り続けている舞岡ふるさと村の雰囲気を生かした景観形成を目指します。
- ・水田や樹林地が保全されているほか、古民家が移築されるなど、積極的に農村の歴史的景観を形成してきた舞岡公園の雰囲気を生かした景観形成を目指します。



ウ 金沢八景・金沢文庫周辺地区

- ・鎌倉文化を受け継ぐ景勝地であり、趣のある町並みなど歴史的景観を継承している景観資源を生かした金沢八景の景観形成を目指します。
- ・地区の豊かな緑を生かした景観形成を目指します。



(3) 地区毎の個性を活かした景観魅力づくり

地区毎の個性を活かした景観魅力づくりは、地区毎の市民の方々の活動によって進められていくことが基本となります。そこでは、地区の景観資源の発見から、その保全又は活用の方向性についての検討、もしくは「悪い景観」に対する改善の方向性についても検討されることと思われます。よって、景観形成の方向性は地区毎に違うものではありませんが、ここでは、地形、歴史、現状土地利用等から分類した地区毎に、目指すべき景観を考える上での方向性を示すものです。

ア 駅前・駅周辺

- ・ 活気のある街の雰囲気を活かした景観の形成
- ・ まちの顔となる場所における地域アイデンティティの形成につながる景観の形成
- ・ 商業的賑わいと調和した秩序ある広告による景観の形成



イ 高密複合市街地

- ・ 商店街の賑わいや下町の温かみを感じさせる独特な街並みを生かした景観の形成
- ・ 建造物をはじめとする多様な歴史的資源に着目し、地域資源や旧街道などの歴史性を読み取り、それを生かした景観の形成



ウ 一般複合市街地

- ・ 街並みや周辺環境との調和に配慮した建築による景観の形成
- ・ 形態の一部や色相などの調整による、街並み景観の形成



エ 丘の上の住宅地

- ・ 港や市街地、遠景を望む眺望を生かした景観の形成
- ・ 魅力的な坂道を活かした景観の形成
- ・ 宅地内の庭木などの緑と斜面緑地を活かした緑豊かな景観の形成



オ 一般住宅地

- ・ まちの成り立ちによって異なる地形や敷地、建物の特性に合わせ、快適な住環境と地域らしさをもたらす景観を形成
- ・ 形態の一部や色相などの調整による、街並み景観の形成



カ 計画開発住宅地

- ・ 整った環境と緑豊かな周辺環境を最大限に活かし、地域コミュニティの形成に資する景観形成の取組を誘導



(4) 横浜の景観の重層性を支える特徴的な地区

臨海部に広がる工場地帯や、郊外部に広がる大規模な樹林地等は、横浜の特性をあらわす象徴的な景観です。このように、横浜の景観の重層性を支える特徴的な地区における景観形成の方向性は次のとおりです。

ア 臨海工場地帯

- ・ 港や臨海工業地帯の産業遺構の景観資源としての活用を目指します。
- ・ 工業施設が織り成すダイナミックな景観の活用を目指します。



イ 大規模農地・樹林地

- ・ まとまりを持った農地を、広がり感や潤いを感じさせる空間として評価し、景観資源としての活用を目指します。
- ・ 丘陵部からの眺望の対象として景観資源としての活用を目指します。



ウ 河川

- ・ 連続したオープンスペース等を地域資源として生かせるよう、その周辺部を含めて良好な景観形成を目指します。



エ 幹線道路沿道

- ・ 過度に目立ちすぎる、道路沿いの大型店舗の色彩や屋外広告物について、周辺の環境に配慮された景観形成を目指します。



第4章 景観形成に関する行政の主な取組

景観ビジョンの実現性を担保するための行政施策には、景観に影響を与える行為に関する規制・誘導や、景観形成事業の実施や調整、市民意識等を醸成するための普及啓発等があります。

地区の課題や目標に対応してコンセプトをつくり、地区における市民の活動も含めて、様々な取組を組合せ、重ね合わせて、総合的に推進することにより、良好な景観の持続的な形成を目指します。

ここでは、様々な施策のうち、当面5年程度の間で、横浜市が取り組む主な施策について記します。

1 規制・誘導

景観形成の取組として、景観に影響を与える行為を対象に規制・誘導等を行うことは重要です。全市域や一定の地区で共有できる景観の水準を確保するための基本的なルールや、特定の地区についてさらに魅力を高めるための創造的なルールを策定・運用します。

(1) 基本的なルール

これまで不文律や強制力を持たない地区の自主的な協定等によって実現されてきた価値観を今後の景観形成においても維持するための基本的なルールを、景観法に定められた制度等を活用し策定します。

基本的なルールとしては、全市民で共有される価値観を実現するためのもの（全市域を対象とした基本的なルール）と、地区の住民が大切にしたい価値観や目標を実現するためのもの（地区毎の基本的なルール）を定めます。これにより、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成が可能となります。

ア 全市域を対象とした基本的なルール

全市域を対象とし、次のような行為について景観法の景観計画を活用して、届出・勧告等の緩やかな規制を行います。

- ・街並み景観に大きな変化をもたらす行為（一定規模・高さ以上の建築等）
- ・緑の景観資源（斜面緑地・景観重要樹木等）に影響を与える行為
- ・歴史的景観資源（景観重要建造物等）に影響を与える行為

イ 地区毎の基本的なルール

大切にしたい価値観や景観形成の目標、対象とする行為を定めます。ルール化にあたっては、景観法の景観計画のほか、景観協定、地区計画や地域まちづくり推進条例など、各種制度の中から、ふさわしいものを選び、積極的に活用します。

(2) 創造的なルール

都心部等の横浜の顔となるような地区などにおいては、まちの魅力を一層高めていくために、景観についてさらにきめの細かい配慮が必要です。

そのため、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」を活用して、まちの賑わいの創出や歴史性・物語性の継承などの定性的な事項も含め、地区の特性に応じたガイドラインを定めます。そして、それに基づき事業者と行政等が話し合いや相互提案といった創造的な協議を行い、より質の高い景観形成を図ります。

2 景観形成に関する事業の実施と調整

事業を実施する主体に対する規制・誘導に加えて、良好な景観形成のために行政自らが景観形成事業に取り組みます。

(1) 地区で親しまれている建造物を活用しながら残す～歴史的・文化的建造物保全事業

これまで、歴史を生かしたまちづくりの取組は主に第2次世界大戦以前のものを対象に進めてきましたが、終戦後60年以上を経過し、戦後の建造物やまちなみの中にも、長い年月を経て、地区の景観資源として親しまれているものがあります。今後は、それらについても市民の意見を踏まえつつ、必要に応じて保全の取組を進めます。

また、保全の手法についても、取得や助成制度に加えて、借り上げ制度やトラストなどの導入とともに、地区住民等に活用されながら保全されるような仕組みを検討します。

(2) 景観資源の魅力を引き出す～都市景観の演出事業

ライトアップや色彩の工夫などにより建造物等の持っている魅力を一層引立たせる取組や、オープンカフェや文化芸術活動への開放などにより公共空間や遊休施設の持つ空間特性を活かす取組など、既存の施設等を活用し景観資源としての魅力を引き出す演出事業を展開します。

(3) 市の事業において景観への配慮を徹底～公共施設のデザイン調整

景観の重要な要素となる道路、河川施設、学校、公園等の公共施設の建設や大規模な改築、及び公共施設への広告物の掲出といった公共空間のあり方に影響を与える事業を行う際には、地区の特性を踏まえて、周辺の景観に調和し、良好な景観形成に資するものとなるよう調整を行います。

3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成

良好な景観形成は、行政が主体となった取組や民間事業者の建築行為等の規制・誘導のみでは実現されません。身近な景観をより良いものとしていくために必要な市民一人一人の行動や市民・事業者・行政の協働した取組が一層進むよう、良好な景観形成を支える市民意識等の醸成に向けた取組を進めます。

(1) 市民活動との協働

景観に関する市民運動は、これまで、大規模マンションの建設や樹林地開発など自らの生活に影響を及ぼす課題が生じた際に対症療法的に発生することが主でしたが、地区の特性に合った景観や良好な居住環境を保全・育成していく活動が日ごろから地区で展開されるよう、地域まちづくり推進条例等に基づき、情報提供、相談、専門家

派遣、財政的支援などを通じて持続的な組織づくりなどの活動と協働した取組を行います。

(2) 良好な景観形成に関する顕彰

景観への配慮に関する市民への啓発効果や事業者に対するインセンティブ効果が得られるよう、良好な景観形成に貢献した建築物等を対象とした顕彰を行います。顕彰に当たっては、建物等の単体の美しさを重視するのではなく、周囲の街並みや環境との関係性のよさを重視し、地区の良好な景観形成への貢献を評価することとします。

(3) 景観に関する情報提供・意見募集

市民と行政が景観について共に考えたり、活動を始めるきっかけとなるよう、まちづくり等に関する情報提供や意見募集を積極的に行います。また、地区で共有できる景観資源（大切にしたいビューポイント、大好きな坂道の景色等）について市民との協働により情報を収集し、提供していきます。

巻末資料：「(仮称)横浜市景観ビジョン検討会」による16の着眼

景観ビジョンの検討にあたり、公募委員による「(仮称)横浜市景観ビジョン検討会」を設置しました。検討会は、横浜の景観の現状と将来像について、市職員と一緒に調べ、一緒に考えるものであり、全6回の検討会を通じて、「幅広い対象を景観として捉えるべき」ことなど多くの有益な御議論をいただきました。

(検討期間：平成17年11月～平成18年3月、委員構成：公募による市民13名)

① 海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する

- ・海から丘を望む視点を確保する
- ・背景となる緑の崖線を維持・育成する



② 港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を活かす

- ・港から都心部へと流れる港町の空間構成をさらに明確にする
- ・洒落た国際的センスに満ちた街並みを創り続ける
- ・開港以来の歴史を示す土木や建築遺構を保全・再生・活用する



③ 低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を活かす

- ・坂道での変化ある景観を魅力的にする
- ・眺望点を確保する



④ 広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を活かす

- ・川沿いを行き交い、内陸部と港(海)をつなぐ
- ・河口部の独特の広がり維持する



⑤ 潤いを感じられる水辺空間をつくる

- ・柔らかく自然味豊かな水際を再生する
- ・周囲のまちから水面まで連続した空間を生み出す



⑥ 下町の営みの蓄積・界わい性を活かす

- ・蓄積した営みの足跡を伝える
- ・ヒューマンスケール(五感に訴える、など)にマッチしたデザインを蓄積する
- ・意外性や奥行感のある界わい構造を維持する



⑦ 営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる

- ・商品と道行く人(買い物客)が主役の街並みを形成する
- ・買い物以外の心地よい時が楽しめる空間を組み込む



⑧ スケールの大きなテクノスケープを間近に感じる場をつくる

- ・産業遺構をその場に刻む
- ・機械の持つエネルギーや機能美を新しい風景の中で生かす
- ・テクノスケープ(産業風景)を間近に目にする場所を生み出す



検討会では、各委員が「気になる景観」（良い景観、改善を要する景観、感動した景観、懐かしい景観など）について取材し、それをもとに検討を行いました。その議論の全てを網羅するものではありませんが、大切にしたい・活かしたい（あるいは改めたい）景観要素や景観形成の方向性などについて「16の着眼」として抽出・整理したものを以下に示します。これらの着眼は、地域において景観形成に取り組む際のヒントとなると考えます。

⑨ 自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を活かす

- ・様々な生き物が生息する谷戸や里山の環境を保全する
- ・地産地消を進めることなどにより農の環境・景観を維持する



⑩ 村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす

- ・神社仏閣の佇まいを地域の暮らしの中で繋ぐ
- ・古い街道筋に残る歴史の足跡を新たな景観づくりの中で生かす



⑪ 新興市街地に新たな歴史を積み重ねる

- ・一軒一軒のライフスタイルが表出する街並みを育てる
- ・多くの時間をかけて創り出した優れたものを大切にする



⑫ まとまった緑の空間を保全する

- ・横浜の尾根空間を構成する深い森や一面の畑地の環境・景観を保全する



⑬ 何気ない生活空間をきれいに保つ

- ・市民自らが、自らの家の前から景観形成を始める



⑭ 品の良いエレガントなまちをつくる

- ・公共性の高い要素、施設、空間に気配りのきいた質の高いデザインを施す



⑮ マイナスの景観要素を取り去る

- ・街並みに調和しない余分な景観要素をなくす



⑯ 景観の大切さを人々に伝える

- ・子どもたちへ景観の大切さをきちんと教える機会を増やす
- ・地域において共有すべき景観資源の発掘に努める
- ・好ましく目標とすべき景観像を具体的に描いていく